

第2回 米の農産物検査等検討会

平成18年11月10日（金）

農林水産省総合食料局

平成18年11月10日（金）

於・農林水産省共用第10会議室

第2回 米の農産物検査等検討会

農林水産省総合食料局

目 次

1. 開 会	1
1. 議 事	1
(1) 資料説明	1
(2) 意見交換	8
1. 閉 会	27

開 会

○江渡消費流通課調整官 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから、第二回米の農産物検査等検討会を開催致します。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、大泉座長、よろしくお願い致します。

議 事

○大泉座長 皆さんおはようございます。それでは、ただいまから議事を進めてまいります。本日は、前回の会議におきまして、委員の皆様からいただきました御意見を踏まえ、検討会として意見の取りまとめを行いたいと思います。

(1) 資料説明

○大泉座長 まず、前回、神田委員から資料の御請求がありましたので、島田消費流通課長から説明をお願いします。

○島田消費流通課長 前回神田委員から消費者がどのような種類の米、どのような価格帯の米を購入しているのかという御質問がございました。お手元にお配りしています資料1は、農林水産省が平成18年3月に実施した食料品消費モニター調査に基づくものでございます。まず購入あるいは入手した米の種類ということについて棒グラフを載せてございますが、単一銘柄米が71%。有機栽培米ですとか、無洗米という付加価値の付いた米というのが17%となっております。これについては、ブレンド米か単一銘柄米かという分け方をすると、この主力というのは単一銘柄米だろうと思われれます。

これに対してブレンド米というのは、11%ということになってございます。

2番目が、価格別にみた米の購入状況でございます。精米10kg当たり3,000円ないし3,500円といったところが最も購入割合の多い価格帯となっています。

3番目が、日本の平均的な家計が、平均的な単価としてどんなものを買っているの

かを総務省の家計調査でみたものでございます。これは17年度平均をみますと、精米10kg当たりで3,640円となっております。

次に右の方をご覧いただきたいと思います。ブレンド米を購入している消費者は11%とシェアとしては低いわけですが、その人たちがブレンド米を購入する理由は何かというのを食料品消費モニターに聞いたものでございます。一番の理由としては、食味の割に価格が安い、逆に言えば価格が安い割には食味がいいといってもいいかも知れませんが、そういったものが83%となっており、ほとんどの人が食味と価格のバランスでブレンド米を選択しているということでございます。

その下の5番目でございますが、価格別にみたブレンド米の購入意向でございます。ブレンド米を買っている消費者が11%と低いわけですが、今ブレンド米を買ってない人でもブレンド米を買う意向があってブレンド米を買うとした場合、いくらなら買いますかといったアンケート調査の結果でございます。その中心価格帯が2,500円から3,000円もしくは3,000円から3,500円となっていますので、2の実際の米の購入状況と比べて10kg当たりで500円くらい安いところがその中心価格帯となっております。やはり食味と価格のバランスというのがブレンド米の魅力ではないかと思われます。

資料1の説明は以上でございます。

○大泉座長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して御質問等ございますでしょうか。

御質問等ないようですので取りまとめに向けまして議事を進めてまいりたいと思います。前回の会議におきまして、委員の皆様からいただいた御意見を基に、私から事務局に指示をして、検討会としての意見（案）を作成させております。

まず、この意見（案）について島田課長から説明していただきまして、その後、委員の皆様から御意見を頂戴したいと思います。それでは島田課長お願いします。

○島田消費流通課長 それでは、お手元にお配りしております資料2、そして資料3に基づきまして、米の農産物検査等に関する意見について御説明をさせていただきます。

まず、資料2の1ページ目をおめくりいただきますと、米の農産物検査等検討会の趣旨について記載をしています。米の検査・表示制度につきましては、平成14年10月に、「米の表示・検査制度の見直しの方向」という報告が取りまとめられており

まして、この中で、不可避免的に生じる意図せざる混入の水準を検証の上、一定の許容範囲を設定・表示すること等の必要性が指摘されています。

これを受けまして、(2)でございますが、私ども農林水産省が平成16年産米及び17年産米につきまして、農産物検査の品種証明についてDNA分析による品種判別調査を実施致しました。そうしましたところ、16年産米で98.1%、17年産米で99.2%のものが農産物検査の品種証明とDNA分析結果が一致し、残りは異品種の混入が認められたということでございます。

これらを踏まえ、このたび米の農産物検査等検討会を設けさせていただきまして、米の農産物検査における異品種混入限度の設定の是非、またこれに関連する米の表示等について検討をいただいているという次第でございます。

2は検討経緯を載せております。

3は、委員の皆様の名簿でございます。

2ページ目でございます。ここからが農産物検査等に関する意見をまとめてございます。まずI)ですが、農産物検査の見直しの方向でございます。

まず、産地品種銘柄の判定方法ということでございます。現行におきましては、農産物検査員の目視を基本として品種判定を行っておりまして、これにより、16年産米で98.1%、17年産米で99.2%のものがDNA分析結果と一致しました。このような比率に対しまして、農産物検査員の目視を基本とする品種判定の方法を評価すべきであるとの意見があったところでございます。

また、鑑定に要する時間とかコスト等を考えますと、産地品種銘柄の判定は、今後とも農産物検査員の目視を基本とするということで意見の一致をみたと考えております。

2番目でございます。異品種混入限度の設定でございます。まず、(1)の異品種混入限度の設定の是非でございますが、異品種混入限度につきましては、稲作の生産実態からみて、不可避免的に発生するものであること、また、意図的ではないけれども不注意とか不十分な管理による異品種混入が存在する現状からみれば、異品種混入の抑止策として機能すると考えられるということから、設定すべきであるということで意見の一致をみたと考えております。

また、異品種混入限度を設ける場合であっても、意図的な混入は、限度水準以内のものであっても容認されるべきではないことを明示すべきであるとの御意見がありま

した。これは、神田委員、山根委員からいただいた御意見でございます。

(2)でございます。異品種混入の限度水準。まず①の異品種混入限度を設けることとした場合、アで稲作生産における不可避免的な異品種混入の程度をみますと農林水産省の試算で4%ということでした。

また、イで米の検査規格の品位項目における異種穀粒及び異物の混入限度ですが、これは例えば3等では3.3%になってございます。

ウでDNA分析の精度。定量分析、これは25粒法というのがスタンダードでございますので、25粒に1粒入っていると、4%ということになります。

そしてエで他の意図せざる混入限度、例えばGMOの分別の場合ですと5%というのが水準としてあるということでございます。

また、オの混入水準による食味への影響、カの意図的な混入を誘発しない水準、こういったことを考慮すべきとの意見がございまして、これらを踏まえて混入限度水準を検討すると、4乃至5%程度が妥当との意見が多数を占めたということでございます。

この水準につきましては、表示と密接な関係もございますから、検討会の取りまとめとしては、4乃至5%という水準にしてはどうかということでございます。

②でございます。まずアの目視で異品種混入が確認されるのは、一定程度以上の混入がある場合であることから、必ずヒューマンエラーが伴うものでございまして、今後とも農産物検査は目視判定が基本となることを踏まえると一定程度の混入がある場合にしか目視では判定できないということでございます。

また、イで農産物検査規格として異品種混入限度を設定しても、目視では%単位での混入率の判定を行うことは困難であることから、目視判定の基準としては現行どおり「異品種混入が認められないこと」として、DNA分析を用いた事前的なモニタリングですとか事後的な検証による基準として異品種混入限度を設けるべきとの意見がありました。これは、原委員と古橋委員からいただいた御意見でございます。

3ページ目でございます。さらに、異品種混入限度の運用に当たっての留意点について、3つの意見がございました。①の軽度の過失による異品種混入限度超過の場合には、生産者に対し過度に厳格な措置とならないよう配慮すべきとの意見。これは佛田委員、原委員からいただいた御意見でございます。

②の異品種混入の実態や必要な防止措置についての情報提供により、個々の関係者

が防止に責任を持つようにすべきとの意見。これは佛田委員と原委員からいただいた御意見でございまして、佛田委員の前回での御意見によれば、あまり生産者の方にこういった情報が伝わっていないという実態の御説明がございましたので、それに対応していきたいと考えています。

そして③でございしますが、目視判定により銘柄証明された米について、設定水準を超える混入が確認された場合、適切なクレーム処理が図られるよう措置すべきとの意見。これは古橋委員からいただいた御意見でございます。

これが農産物検査等に関する意見のとりまとめでございます。

次に、4 ページ目のⅡ) でございます。農産物検査の見直しに関連する意見ということで、米の表示に関する意見をまとめてございます。

まず、単一銘柄米の表示でございます。(1) でございしますが、米の農産物検査のDNA分析による品種判別調査により、産地段階での異品種混入が確認されていることから、単一銘柄米の使用割合について現行のJAS法に基づく「100 %」の表示が、困難であるという意見がございました。これは古橋委員、佛田委員からいただいた御意見でございます。

(2) でございしますが、農産物検査において、異品種の混入限度を設定した場合、例えば「単一銘柄使用」ですとか「単一原料米」といった表現にすべきとの意見がありました。「単一原料米」という表現は、山口委員からいただいた御意見でございまして、ブレンド米が複数原料米という言葉を使っていることに対し、複数原料に対するのは単一原料だということから、単一原料米という表現が適當ではないかという御意見でございました。

さらに、米の表示における異品種混入の問題は、生産段階のみでなく、精米工程でも不可避免的に発生し得ることについて考慮すべきとの御意見がありました。これは、古橋委員と長谷部委員からいただいた御意見でございます。

2 のブレンド米の表示でございます。(1) でブレンド米は、食味の割に価格が安いことが消費者の主な選択理由となっており、管理コストや表示コストがブレンド米の普及の阻害要因となることは、好ましくないとの意見がありました。

(2) でJAS法に基づくブレンド米の表示に関して、①でございしますが、原料玄米の使用割合について、今は%表示になっているわけですが、これに代えて〇割といった表示にすべきとの御意見。これは山根委員、山口委員からいただいた御

意見でございます。

②でございますが、使用割合は表示せず、加工食品の表示と同様、原料玄米の使用割合の多い順に表示すべきとの御意見がございました。これは長谷部委員からいただいた御意見でございます。

これらが単一銘柄米若しくはブレンド米の表示に関する御意見でございました。

3 ですが、米の表示の真正性を確保するための第三者による認証についてでございます。まず、(1) で米は、玄米による規格取引が一般的でございまして、大宗の米が農産物検査を受検しているということにかんがみれば、第三者による認証の方法として農産物検査を用いることが合理的という御意見が多うございました。これは古橋委員、長谷部委員からいただいた御意見でございます。

(2) でございますが、その一方で、米の表示のために農産物検査の産地品種銘柄が多数に達しており、生産者や登録検査機関の負担の増嵩を招いている実態があり、農産物検査と同等の信頼性が確保されるものについては、米の表示の根拠として認めるべきではないかという御意見がございました。

これは資料3を御覧いただきたいと思います。一般に流通している米の大宗が農産物検査を受検していますから、それを表示の根拠として使うというのは非常に合理的な方法だと思っているわけですが、その一方で、表示の根拠が農産物検査のみに限定されていることから、表示のために農産物検査上の産地品種銘柄が、非常に多数にのぼっているという実態がございます。産地品種銘柄というのは、都道府県ごとに設定をしております。水稻うるち玄米だけでみましても全国で533産地品種銘柄が設定されております。

県ごとにみても、例えば宮城県におきましては、19産地品種銘柄、さらに山形県、これは一番多うございますが、22産地品種銘柄なっております。その一方で上位3品種がどれくらいの検査数量のシェアを占めているかという、全国的には91.3%のものが、上位3品種でございます。

産地品種銘柄を多く設定している宮城県におきましては、上位3品種で97.7%、また、山形県におきましても87.7%、あるいは5品種に拡大した場合、宮城県におきましては98.9%、また山形県におきましても97.5%と、全国的に見ても上位5品種まで拡大しますと95.6%という状況になってございます。

農産物検査が、規格取引の根拠として用いられているということにかんがみれば、

3品種、多くとも5品種を各県ごとに設定しておけば十分使用に耐え得るのではないかと考えられます

その一方で、JAS法に基づきます表示の根拠が唯一農産物検査に限定されていることから、表示のために産地品種銘柄を設定せざるを得ないという弊害が生じているのではないかと感じている次第でございます。

このため、その表示の根拠として農産物検査と同等性の信頼性があるものについては、その拡大ということが考えられるのではないかとということでございます。

資料2の4ページに戻っていただきまして、この場合、その手法として考えられるものとして、①で種子証明、これは都道府県が証明をしております。この証明を受けた種子を用いて生産された米については、この種子証明が根拠となるのではないかと、あるいは、②でDNA分析については、分析機関による分析が普及するなど広く認識されており、これを根拠とできるのではないかとという意見がございました。

これに対して、①の種子証明でございますが、複数の品種の作付を行う生産者において異品種混入の事例もあるということから、種子段階のもので証明されていても、それが生産物になったときには、その種子証明は表示の根拠とならないのではないかとという指摘がありました。これは古橋委員、長谷部委員からいただいた御意見でございます。

5ページ目でございます。DNA分析につきましては、分析機関によって精度が異なる恐れがあることから、第三者による認証の方法として定めるには更に検討する必要があるのではないかとという意見がございました。

その一方で、異品種混入の許容限度の水準によっては、これを根拠とすることは可能であるという意見がございました。分析機関によって精度が異なるというのは、現行のDNA分析ですと0.01%が分析限界ということになっておりまして、そのコンマ2桁レベルにおきましては、分析機関によって分析精度に差が出る可能性が、当然ございます。しかしながら、4%とか5%とかいうレベルにおいては、まずその分析機関による差が出ることはないであろうと考えられます。また、400万円くらいで分析キットが売られており、普通の人々が研修を受けたレベルでも使用に耐え得るといのがDNA分析機器の現状でございます。

以上が資料2と資料3の御説明でございます。

それと付け加えまして資料の4を配布してございますが、これは第1回目にお出し

いたしました参考資料を資料集という形でまとめているものでございます。説明は以上でございます。

○大泉座長 ありがとうございます。

(2) 意見交換

○大泉座長 それでは、皆様から早速御意見を頂戴したいと思います。先ず、今の説明の中で、農産物検査の見直しの方向について、資料2の2ページ、3ページの部分に関して御意見をいただければと思いますが、いかがでございますでしょうか。

なお、本日の会議についてですが、概ね11時半くらいを終了時間として予定しております。

前回熱心に御議論をいただきましたので、前回の御議論を踏まえてさらに御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○神田委員 資料2のまとめ方についての質問ですが、今の御説明ではこういう意見があった、ああいう意見があったということで、この資料ができていると思います。例えば2ページの異品種混入の水準の①の最後のところに「4乃至5%程度が妥当との意見が多数を占めた。」とまとめているわけですがけれども、これは検討会として議論をして何%にするという結論を出すわけではなくて、こういう形でまとめているということでしょうか。

○島田消費流通課長 農産物検査はJAS法に基づきます米の表示の問題とも密接に絡むところでございます。

米の表示の問題は、今後食品の表示に関する共同会議ですとか農林物資規格調査会での検討に委ねることになります。そういったことから、ここでは、問題の発議というか、問題の御提案ということで意見の取りまとめを頂ければと考えているところでございます。

その意味で、どのような問題があって、どのような考え方をすべきかということについての御意見をおまとめいただければと考える次第でございます。

○大泉座長 神田委員よろしゅうございますでしょうか。

○神田委員 そうしますと、例えば最後の5ページの「DNA分析について」は、ア、イという説明がありまして、精度が異なる恐れがあるので少し心配があるというアの

意見と、そうでもないという意見がイに書いてあって、説明では、0.01%の分析の限界という細かい部分で言えば違うかもしれないけれども、4%、5%のレベルで言えば、精度の心配はないという御説明でしたよね。ここのア、イだけ書いてあったのでは、4%、5%ということの説明がないと、解らないので、どのようにまとめるのかなと思ったんですね。

ここで議論をしながら、どちらにしていこうかということ、ここで決めるということですね。

○大泉座長 この検討会の役割は、いろいろ課題を抽出して考え方を整理することであると思います。

あとは、表示のJASの方に検討を委ねると、そういうスタンスかと思いますが、いかがでございましょうか、最初の見直しの方向についてでございしますが、ご意見があれば。

概ねこういうことでよろしゅうございますか。古橋委員、どうぞ。

○古橋委員 許容限度設定の是非についてでありますけれども、実は私ども組織で討議も致しました。

私どもとしては、過去から現在に至るまでコンタミ対策について、相当の経費をかけて、工場の整備をしてきた経緯があります。

従いまして、3点セット、100%表示のままでよいのではないかという意見も一部にありました。しかしながらコンタミのある現実をみれば100%表示は、整合性に欠けるところであり玄米の許容限度を定めて、精米表示の方法も見直す方向で検討していただきたいということでもあります。

それについては、後ほど、もし定めるということになればいくつかの質問と、要望をしたいと思っております。以上です。

○大泉座長 もう少し皆さんから御意見をいただいて、この項目に関しては、もう一度古橋委員に再エントリーしてもらうことになるかも知れません。他の委員の方いかがですか。原委員どうぞ。

○原委員 古橋委員がおっしゃったことに関連してでありますけれども、私も前回生産現場、生産者団体の立場からこの取りまとめの方向に沿って、異品種混入は生産現場であり得るということで、限度を設けた方がいいという発言をさせていただいております。併せて、検査は収穫期に短期間で行われますけれども、米の流通というのは

年間通して精米流通が行われているという状況がございます。

そういう中でも、異品種混入というものが不可避免的にあるという話でありますので、農産物検査の見直しの方向とJASにおける表示が、時期的に乖離するということになりますと、現場で大きな混乱が起きることが考えられます。これにつきましては、速やかな対応が必要なのではないかと思います。そのことが生産者にとっても、流通業者にとっても、消費者にとっても混乱を起こさないことなのではないかなというふうに考えるわけでございまして、そこについて是非ともよろしくお願ひしたいということでございます。

○大泉座長 ありがとうございます。本検討会は米の検査の検討会で、米の表示の問題は、結局はJASに委ねざるを得ない面があります。しかし、検査と表示が乖離していたら大変なことになるということだろうと思います。

他にどうでございますか。

○佛田委員 今の御意見に関連する部分なんですけども、この案では、生産と流通を分けて考えていますが、生産者の中でも最近、生産から販売までを行う生産者がいるわけで、今の御意見は、生産から販売までを行う生産者にとっても非常に重要な問題であるということだと思いますので、私、生産者の立場としても今の御意見は是非お願ひしたい部分です。

それともう一点ございます。いわゆるこういうことが起きているということを消費者に伝えるべきだということを前回申し上げて、ここに盛り込まれています。先だって農林水産省の外郭団体が開催する遺伝子組換えのセミナーに参加したとき、消費者の中でGM、Non GMの5%という混入の可能性についての理解をなさっている方が全くいませんでした。そういうことからすれば、このような検討会で混入割合の問題が出た、若しくは今後いろんな形で何%にするのかというものが、幅広く情報開示されることが生産者若しくは流通、消費の立場にあっても非常に重要ではないかなと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○神田委員 GMの5%という話で、そこに参加した人達がほとんど理解していないというお話だったと思います。いろいろ考え方がございますので、いろいろ意見があるのは当然ですけれども、GMの5%という混入の問題と、お米の銘柄の混入の問題というのは、質的に違うのではないかと思うので、5%が一致してしまうと何か紛らわしいという気がしております。GMの方については、もちろん国として安全性が確

保されているというものはありますが、そうは言ってもまだまだいろいろな意味で心配する人がいるという現実の中で、5%問題が語られていると思うので、そこは、あまり神経質にならなくてもいいし、GMとは混同しないようにこの問題も提案していかなければいけないと思います。

○小笠原委員 3ページまでの議論だと思って、発言は差し控えていましたが、GMOの話が出てきたので申し上げます。おそらく検査の見直しが終わったそのあとの話だと思いますが、不可避免的に生じる混入の話については、消費者はほとんど知らないんです。だから私どもが店頭で米について「混入があるんじゃないの」と聞かれたことは一度もありません。それで、もし今後これが出て行くと非常に大きな騒ぎが起きってくるのではないかと思います。今神田さんも言われましたが、GMOの5%の話は、これとはまったく違い、食の安全・安心に関わる問題で、これにはいろいろな見方があって、厚生労働省、食品安全委員会は安全だとしており、それが流通しているわけです。GMOについては、すでに10年近く経過していますが、未だにこの食品にGMO（遺伝子組換え食品）が入ってるんですか、入っていないんですかと聞かれます。例えば大豆、豆腐などにGMOが入っているかどうか、それから、もっと進んで人は、混入限度は5%だけれどもヨーロッパは1%未満じゃないかと、だからあなたの店舗ではヨーロッパ並みの基準で売るべきじゃないかとか、いろいろ話が出てきます。

米の品種の問題は食の安全・安心と直接リンクしない話で性格は違いますが、%の話になると連想ゲームで、非常に大きな問題というか、話題になる可能性が高いと思います。

従いまして、これが出た後どういうふうに消費者に意図せざる混入の実態を上手く説明していくのか、その戦略として、タイミングとか、スピードとか、方法とか、そこを良く考えておいていただきたいと思います。

○大泉座長 そうですね。知らなくてもいいことを知ってしまったという話になってくると混乱するという、そのための戦略を作っておきましょうということですね。

はい、神田委員どうぞ。

○神田委員 お米については、非常に今まで、意図的な表示偽装と言ったらいいいんでしょうか、そういうものが無くならない。それと不正があったという歴史がある中で、意図せざる混入を問題にするのではなくて、意図的に混入したものについて問題が今

まであったわけです。今回は意図せざる混入なので、小笠原さんの心配のように、そこは気を付けながらですけども、情報提供は正確にしていけないといけませんし、一方でお米のそういった表示の不正とか偽装は無くす努力を是非きっちりとしてもらいたいと思います。

それが同時並行して行われていかないと小笠原さんがおっしゃったような心配は、いつまでも無くならないと思います。

○大泉座長 ありがとうございます。

情報提供の方法それから意図的な混入に対する対応は、これとはまったく違うというようなことをきちんと整理し情報提供できる戦略を作っておけというお話でございます。他に委員の方々いかがでございましょうか。

目視を基本としながら異品種混入限度を設定すべきであるとの意見でおおよそ一致を見たというまとめ方にしております。

その際の水準は、およそ4%から5%位でしょうかと、そういう意見の方が多かったというまとめ方にしています。さらには、それが発見された場合、軽度の過失の場合には、厳格な措置とならないように配慮すべきであるし、それから、適切なクレームの処理がなされるようにすべきであり、情報提供もきっちりすべきだ。3ページの(3)の②のところに関して、防止措置についての情報提供に係ることがありますが、そのほかにも消費者にこの中身について情報を正確に伝えるように、様々な戦略を考えておいた方がよいこと、それで、これは前回の山根委員の御意見と一緒になんですが、意図した混入に関しては、これはもう言語道断、厳罰ですよという意見が出ております。

はいどうぞ、古橋委員。

○古橋委員 先ほど原委員がお話されましたけれども、農検法とですね精米表示の見直しについては、同時に速やかに進めていただきたいという希望であります。

この資料の2ページの(2)の②のア、イが今回の最終取りまとめの案ではないかと思えますけれども、これが非常に分かりにくい、といいますか読みにくい。そういう部分で、誤解をしては困るなど、つまり許容限度を設定すると、その限度までは入れてよいのではないかというふうな解釈がされがちでありますけれども、そうではないということを産地側、流通業界側にですね、徹底するように解り易く伝える必要があるのではないかと考えています。

それで一つ御質問ですけれども、目視検査とモニタリングの関係がもう一つ解りにくいと言いますか、位置付けが分かりにくいので、もう一度説明をお願いしたいというふうに思います。

○大泉座長 御意見の一つは、2の②のまたのところの意図的な混入は、限度水準以内のものであっても容認されるものでないことを明示すべきであると、ここに関してはきっちりやって欲しいということであります。

それと、意図的な混入を誘発しない水準ということで4、5%というようなことが考えられておりますが、そういった水準であるということも抑止になるのではないだろうかということもこれありであります。

それからもう1点は、先ほどの原委員と同様の、農産物検査と精米表示とが乖離したら大変な混乱になってしまうという話であります。

それからもう一つが質問で、目視とDNAモニタリングの関係はどうなんだろうかなということなんですが、いかがでございましょうか。

○島田消費流通課長 農産物検査員の目視を基本とします品種判定におきまして、異品種の混入が判定されるというときには、すでに一定程度の混入があるということがあります。

つまり、人によります目視判定の精度というのが、ある程度の誤差を含んだものであるということでございます。

それに比べてDNA分析の方が、仮に定量分析を行う場合は、25粒法であっても精度が高いということがございます。農産物検査におきましては、今後とも目視によりまして、異品種の混入が認められないことということで、これを継続する。その一方で、さらに目視よりも精度の高いDNA分析というのが実用レベルに達しているわけですから、目視判定の補助的なものとして、よりクリアな判定をするときの判断材料としてDNA分析を使おうということです。それは、事前のモニタリングのときもあるでしょうし、また、クレーム処理といったような場合の検証の手段としてDNA分析が使えるんじゃないかということを記載をしているわけでございます。

あくまで農産物検査上の判定の基準としては、現行と同じく異品種混入が目視検査によって認められないことと、その一方で、その事前のモニタリング、事後の検証の際には、実用レベルに達しているDNA分析を用いるということでございます。

○大泉座長 古橋委員いかがでございましょうか。

○古橋委員 私どもが一番心配しますのは、まず目視検査で許容限度というのは、なかなかそんなのは解らない。モニタリングやって、例えばその許容限度を超えた場合ですね、それはもう検査証明が取り消されるのか、どうなのかという話なんですね。

○島田消費流通課長 これはもう当然に許容限度を設定して、これを超えたものがDNA分析ではっきりすれば取り消しを行います。

現行において、16年産、17年産についても農産物検査証明のDNA分析によります品種判別調査を各1万7千点規模で行っているわけですが、この際においても目視検査でパスしたものであってもDNA分析結果で異品種混入が認められたもの、この場合1粒でも認められたものでございますが、それは全部農産物検査証明の抹消を行っております。

今後、許容限度が設定されれば、それ以下のものはセーフ、それ以上のものはアウトということになるわけであります。

○大泉座長 原委員どうぞ。

○原委員 古橋委員のおっしゃられることに対して、私どもも課長と同じなんですけれども、国の調査に協力させていただくために、その対象米穀については出荷保留をして、国の検査でシロが出たという段階で出荷をさせていただいたということで、この2年間国の調査と一緒にやってきた、ということを御報告させていただきたいと思えます。

それから、検査現場との関係で一つ申し上げたいのですけれども、ここではコンタミの議論だけでございますけれども、実際に検査の現場に行っていただきますと、山口委員の方がはるかに詳しいんでありますけれども、農協では、地元の農家の作付け体系はわかっております。検査請求に対して、下見検査から含めてデータを検査員が持った上で、実際にサンプリングした検査試料について、目視で検査するという手続きを踏んでおりますので、初めてその米に出会って、そこでやるということでは決してないということは、多くの方はご案内かと思っております。

それから、先般JA米の取組みをご紹介いたしましたけれども、今日、ちょっとコンタミについてですね、私どものお米は、卸様それからその先のお客様に買っていただいて初めて取引として成立するということで、そういうことのために、これは山形県の事例でございすけども、異品種混入防止を徹底しようという両面のチラシを作りまして、これについて生産者に配布して徹底しているということでございます。

さらには、前回佛田委員が、いろいろ機械のことでおっしゃっていただいておりますけども、機械についてもこういうところに溜まりますよと、じゃあここについて丁寧に清掃しましょうと、こういったようなことも含めまして、やらせていただいているということでございます。この許容限度が設けられたからといって、ここを手を抜きますと私どもの産地はお客様の信用が無くなるということでございますので、こういう取組みは引き続き今まで以上にやっていくということを申し上げさせていただきたいと思います。

○古橋委員 原委員からコンタミ対策は十分やっているんだという、私もまあそれは信頼してるし、信用もしてるわけですけど、それでもなおかつ国がやったDNA分析による調査では、コンタミが出てくるわけですね、それを仮にわれわれが買ったときにですね、精米したものをDNA分析にかけた。そうするとコンタミが出てきたということがあり得るわけですし、別に制度を緩くしてくれということじゃなくて、何と言いますか4%を超えたらだめですよと、そういうことじゃなくてですね、何かその辺の対策はできないのかなという感じがしております。

○大泉座長 これは長谷部委員のところも同じかと思うんですが、いかがでございましょうか。

今、例えば3ページの(3)の③、これは「目視判定により銘柄証明された米について、設定水準を超える混入が確認された場合」どこで確認されるかと言えば、卸だとか小売の店頭でDNA分析をやった場合に、確認されたとすればですね、「適切なクレーム処理が図られるよう措置すべきとの意見」としてありますが、クレーム措置は措置として、それだけじゃなく何か手法がないのかという、古橋委員はその先も何か方法がないだろうかとおっしゃっているのかも知れませんが、長谷部委員はこの辺に對していかがでございましょうか。

○長谷部委員 基本的には前回の検討会で申し上げたとおりでございますけれども、この検討会の使命と申しますか、米の表示については、JAS法による表示の検討の場に移すということでございますので、ここで決定してもなかなか意味がないんじゃないかと思います。今日この資料に出ていることについては、大方私は賛成しているわけでございます。

おっしゃいますように、このコンタミ問題というのは気になるところでございますが、私達は基本的には、結局農産物検査を信頼し、これによって表示を的確に行って

いくことが基本であります。

DNA鑑定も大変結構でございますけども、これを全てに行うということは、経費の問題等においても不可能ということでもあります。

そういう中でですね、この4%、5%というような話が出ていますけれども、これは一つの我々が検討した目安であってですね、これを表示に、これだけあるのはいいですよと、これ以外はだめですよというようなそういう意味の問題ではなくてですね、これくらいの許容量があるのが、現在のいわゆる米の生産現場から流通現場を見渡して仕方がないんだということを、JASの委員会に報告するというか、こういう意見がありましたということを伝えることが大切ではないかと思っています。私達はこの農検法は目視が基本であって、まあこれを信用して現在のところは表示に対処していいかなきゃならないんじゃないかと、そんなように思っております。

○大泉座長 ありがとうございます。確かにそうだと思います。実は長谷部委員がおっしゃったようなことで大体まとめたいと思っているんですけど、さわさりながらですね、やはり最後の責任は流通業者が取らざるを得ない状況にありますし、小笠原さんのところのチェーンストア等々の小売よりも、むしろ卸の方がその辺に対しては厳しい措置を講じられることが多いので、古橋委員はこの辺に関しては、クレーム処理以外にも何か手はないんだろうかと、意図せざる混入が起きた場合に、その流通業者一人が割りを食うのではなくてということで、たぶんおっしゃったんだろうと思います。山口委員どうぞ。

○山口委員 古橋委員の卸の立場からすると苦しいというのは解っております。クレーム処理以外に何かないかというのは、なかなか難しい、ただクレーム処理の仕方として農産物検査法に基づいて検査証明に疑義ある場合は、農林水産大臣に訴えることもできるということもあります。そういう規定は、今まで使われていないはずですが、聞くとところによれば、むしろ今のところはそういう規定を使わずに、疑義ある場合は金銭で片付けるという形のものもあるやに聞いております。むしろそういうのではなくて、そういう規定を使うことによって、透明な形で処理して、いい加減なことをやると大変だなという雰囲気を作っていく必要があんじゃないかと思うんですね。

一朝一夕にはならないと思いますが、やはりきちっとした製品を作り、きちんとした検査をするという、それに基づいて流通させるという、言ってみれば当たり前のことを、当たり前のようにやる雰囲気作りをやっていくということではないかと思いま

す。

その過程で、原因追求は上流まで遡ってやっていくということを積み重ねていく必要があるのではないかという感じがいたします。

○大泉座長　そうですね。当たり前のことを当たり前にやるということになってきそうですが、古橋委員いかがでございましょうか。

○古橋委員　今私そういう話をしたんですけども、決してファジーにしてくれと言うことじゃなくてですね。前回も申し上げましたけども、やっぱり制度は厳しくして欲しいと、だけど我々も守れる制度にして欲しい、守れる内容にして欲しいということで、そのために今お話しを申し上げたんですけども、実際流通段階にきて色んなトラブルがあり得るわけですね。

従って、そういうときの対応も一応検討していただく必要があるのかなあと、今議論しているのは、玄米のコンタミ問題をお話しているわけですね、従って、これがすぐ連動して精米の表示につながっていないのではないかなと、私はそれなりに解釈してるんですけども。

○大泉座長　ありがとうございます。この点に関しては、おおよそ意見も出尽くしたように思いますので、次の農産物検査の見直しに関連する意見のほうにまいりますが、今の古橋委員の最後のお言葉は、少し考えさせていただいて後の措置としてどのようにするか考えて見たいと思います。

4 ページ以降ですが、「単一銘柄米の表示」、「ブレンド米の表示」のこの二つに関していかがでございましょうか。ご意見あれば。山根委員どうぞ。

○山根委員　まず単一銘柄米のほうですが、単一原料米という表示、これはとても複数原料米と上手くバランスが取れていて賛成です。

ブレンド米なんですけれども、ここにありますように管理コストや表示コストが普及の邪魔にならないようにということは、これも賛成ですし、そういった意味でも％に替えて何割といった表示にしたほうがいいのだろうと思って賛成しました。ただこれを何割という表示にすることで本当に普及が進むのかというのは解らないところで、②にありますように、それでも今は厳しすぎるんだというご意見も聞きますので、消費者のメリットやデメリットを考えると解らないところなんですけれども、今後本当に普及を考えるのであれば、こういう細かい数字の表示がなくてもいいという考え方もあるのかなあとも思うのですが、この辺どなたかご意見いただければと思います。

○大泉座長 ありがとうございます。どうでしょうか、もしどなたかこういうのがあるということがあれば、ご意見もついでにお願いしたいと思いますが。ほかにいかがでございますか。

○古橋委員 その前に質問なんですけども、この１の（２）の例えば単一銘柄米、銘柄使用と書いて、その前に３点セットなら３点セットを書くという意味ですか。

○島田消費流通課長 ３点セットは、年産と産地と品種を言いますが、それについては、これまでと同様であって、単一銘柄米使用の場合は、現行では新潟コシヒカリ１００％使用と、使用割合まで明示しなければならないというふうになっているわけですが、その使用割合まで書かなくってもいいんじゃないかなという意見だったと受け取っております、このような表現をしております。

○古橋委員 「単一銘柄米使用」という表現ではなくて「３点セット」表示をして、その後に「検査米」という表現が適当ではないかというのが、私どもの意見です。

○大泉座長 ３点セットというのはもう定着しているんですかね。どうぞ。

○古橋委員 定着しておりますので、３点セットと書いて、この米は検査されていることを強調する意味で「検査米」という表現の方が、より信頼が置けるんじゃないかと思います。

○島田消費流通課長 ３点セットという用語はあまりに専門的になってると思われまので、今おっしゃったことからすると農産物検査によります産地品種銘柄の検査を受けた米というようなことと理解してよろしゅうございますか。

○古橋委員 農検法の部分とＪＡＳ法の世界では、表示の仕方が違うんだと思うんですよね。検査をしているのは、あくまでも原料玄米なんですよ、製品にした段階で、検査という文字が消えるものですから、精米のときもこれは検査米をちゃんと使いましたという表現の方が、より消費者に解り易いんじゃないかと思います。

○島田消費流通課長 現行のＪＡＳ法の制度によりますと、言わずもがなですが３点セットの中では農産物検査を受けた米しか産地、品種の表示ができないとなっており、それを变えるのであれば、古橋委員のおっしゃったような農産物検査を受けた米であるということを表示する必要性も出てくるんじゃないかと思われま。ただ、現行は当然だということですから、それを書く必要もないということだろうと思います。

○古橋委員 当然だと思っているのは業界の人だけでして、消費者は、解らないんじゃないかなと思います。

○大泉座長 神田委員どうぞ。

○神田委員 検査米と書いてあると、じゃあ検査してないのがあるのねというのが同時に裏側にあるわけですよね。GMの表示も、例えばGMの作物がないのにGMではないと書いちゃいけないのと同じで、誤解も含まれてきちゃうんじゃないかという気がするんですけども。

○大泉座長 古橋委員は、精米と玄米の違いに少しこだわりたいということのようですね。

○古橋委員 今神田委員の話ですけども、検査しない米は表示できないんですね。表示ができないですから、書いてはいけないという話ですよね。未検査米、検査していない米は、そういう3点セットも何も書けないという意味ですから、全然意味合いが違うんじゃないかなと思います。

○大泉座長 これ、古橋さんのところは、何か未検査米なんていう米を出すのですか。検査米と言うからには、未検米と。

○古橋委員 表示はまた別の話だと思います。

○長谷部委員 いやいや、表示の問題ですよ。3点セットと混同してるからいけないのであって、3点セットは農産物検査法に基づいてやると言うことが決まっているわけですからね。あまりそこで面倒なことを言うとね、何かごちゃごちゃしちゃうね。

ただその中で、やっぱり表示の中で未検査米使用、未検査米というね、これも表示できるということになっているわけですからね。

だけど未検査米というと、何か消費者からの受けが悪いからね、なるべく書きたくないから書かないだけで、本当は未検査米でも良いお米はあるわけですから、堂々と本当は書けばいいんですけどね。

だから3点セットというのと、精米表示というのと混同しては消費者は解りにくくなりますよね。

3点セット表示は農検法による検査を受けた米、そうじゃないと表示できませんよということは決まっているわけですから、その辺が一つきっちりと解れば、先ほどから私が言っていますように、我々の表示は、あくまでも農産物検査を受けたお米を検査証明に従って表示をしていくことを基本に考えておりますから。

○大泉座長 今般の検討は、100%表示というのをコンタミがあるということを前提とすると、100%と書けないねと、それじゃあどうするのかということで、その

部分だけなんですよね。だからこれがワーストと広がっちゃうと大変なことになっちゃうんで、どうか100%表示をどうするかだけでご議論いただけるとありがたいんですがね。他にございますか。はい、神田委員どうぞ。

○神田委員 コンタミの許容量を決めるということは、例えば100%と書いてもそれは意味の中に含まれていると、逆の言い方をすれば、コンタミの限度率を決めるというふうな言い方ができると思うんですね。

ただ、そう言っても100%というのは、非常にはっきりした数字ですので、単一原料米と言った方が少し和らぐかなというだけであって、意味からすると単一米と言われても、私達は100%と思いますよ。

でもそういったときに、それでもコンタミは、4%、5%どっちに決まるか判りませんが、そういうことを含んだ100%なんだ、単一原料米なんだというふうに受け取るために5%、4%を決めるわけでしょ。

だから、私はどちらでもいいような気がします、JAS法なんか他のもので100%のものについては、100%と書かないで、おそばでも何でも、国産100%であれば国産と書いていいとかですね、100%は抜かしていいみたいな原則があるようなので、そういう言い方をすれば単一原料米というような100%を使わない言い方でもいいのかなって、そんな気がいたします。

ただそのときに、100%という表示をやめた場合に、先ほど山根さんのほうからは、割合何割でってことがありました。ブレンド米のところで、現在は、例えばコシヒカリが60%、ササニシキが20%、その他が20%と資料4にありますけれども、この割合を書くときにどう表現するのか、割がいいのかどうかということがありますが、どちらかをきちんと書いた方が私はいいと思います。

ただ、割にすることで、あまり曖昧にするという意味を込めてそちらにするのではなく、ちゃんと割合を示すことについては、きちんとしていくべきだなと思います。

ただ、多い順に書けばいいだけではなくて、割合は書くべきだと思います。

○大泉座長 ありがとうございます。ほかいかがでございましょうか。

○長谷部委員 神田委員がおっしゃいますように、ブレンド米にしても何%、何%はつきり書くべきだというのは、消費者から見れば当然のご意見だろうと思いますけれども、我々はやはり3点セット表示だけはきちっとやりたいと思いますけれども、あとは、いわゆるブレンドについては、各々業者の技術、研究の成果を出すためには、あ

まり細かいところまでは公にしたくないという、商売的な気持ちも含んでいます。その辺が私は、一般食品の表示と同じように、まず多いものを2つか3つ書いている程度でいいんじゃないかなということで、先だってもしそういう意見を述べたところでございますので、買っていただく消費者の意見を尊重しなきゃならないということは重々わかっています。業界人としては、その辺はちょっと緩めていただいた方がやりやすいんじゃないかというのが本音でございます。

○大泉座長 はいどうぞ。

○佛田委員 今ほどのご意見に関連するですけど、表示に関する法律上の表現として、混入することが小さい確率といえども明らかな状態にあるときに、100%ということを表示できるのかどうか。一般社会通念上の問題だと思うんですけども。そこらへんは、どういう見解が日本の社会の中でなされているのかというところを、適切にやるべきであって、というのはですね、前回申し上げましたけれども、重量であれば「100g」と表示して、現物を105gにして売ることができるわけですが、100%を101%にして売ることにはできないわけですし、そうなりますと、お客様の中には理屈でクレームをする方が出る。我々の方にクレームが出てきた場合に、これは違うんじゃないかといわれると、なんら反論できる余地がなくなってしまうというのが100%表示ではないかと思います。単一銘柄なり何なりの、いわゆるそれに置き換えて、一般的な誤差を含んだことも容認するような表現にすべきではないかなと思います。

それは社会通念上あり得ることだとしないと、100%というのは色んな意味で問題を起す。今まではなかったんでしょうけど、色んな意味で情報公開なり何なりを進めていくと、おかしいという話が明らかに出てくる可能性がありますので、その辺を十分配慮されるべきだと思います。

それから、先ほど議論になっていましたこういうことを言ってもコンタミは起きるんじゃないかということなんですけど、生産段階で、いわゆる生産履歴を書くようになりまして、生産者は、生産履歴を書くことが、もう生産に伴う一つの行為なんだということを認識し始めているわけですね。

これはもうJAさんの強力な指導の下、現場はそういうふうになっています。

ですから、リスクコミュニケーション全体としてこの問題を捉えないと、それぞれの立場で、どう解決するかということばらばらにやっても、結局責任を利害関係者に擦り付けることしかできないのではないかなと思うわけです。

つまり、全体としてコンタミを低減させていくということについては、やはり何らかの指導、推進はどの辺が中心になるのか。相互の協力だと思いますけれども、リスクコミュニケーションの概念、つまりトレーサビリティが、生産履歴が書けるようになったわけですが、先ほどご紹介にあったように、ああいうことも含めて、どういうところで混入を防ぐのかということ、生産から消費の段階まで全体として捕らえて解決する方法を、この報告書とは別におやりになることが望ましいんじゃないかと思っています。

○原委員 佛田委員がおっしゃったことにあえて付け加えさせていただきたいと思います。4ページの3番にまで入りたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

○大泉座長 失礼しました。議論を1、2に限っておりましたが、3も一緒にご議論いただきたいと思います。

○原委員 たまたま佛田委員がおっしゃったことが3番に関係すると思っておりますので、申し上げたいわけでございます。

全体的なリスクコミュニケーションの一つの中に、農産物検査で目視でやるというのが基本ということと、それから第三者の認証の方法として農産物検査を用いることが合理的という。この中の生産段階でもリスクを回避するためにいろいろな努力をしますと、流通段階でも努力をしますと、そういう中で検査段階でも、流通に行く前に撥ねるという努力が必要なわけでありまして、そのことについて若干意見を述べさせていただきます。資料4の2ページのところに古橋委員のところでやっていただいたアンケートと日本精米工業会のアンケートの中で、80%以上、90%以上が概ね適正というのがありますけれども、これを逆に見れば全米販さんの方でも8%、それから日本精米工業会のほうでも20%が甘いという評価も一方でされているわけです。

私どもJAグループは、全国の検査協議会と県段階の協議会とを作って検査レベルのアップということについて民営検査に移行以降取り組んでいるわけですが、そういう中で農産物検査を更にレベルアップして、リスクを回避するということがますます重要になると思っているところであります。

その点で、今後私どもも引き続き努力しますが、ただ、全国の検査協議会の副会長をやっておりますけれども、これはJAグループの中でございますが、正直言って、やはり国によって長年築き上げてきた検査技術というものが、まだまだ民営検査になって日が浅いということもあって、技術というものが盗むってことではないですが、民

間に技術が移行しきれていないといえますか、そういう段階にあるんだろうというふうに思っております。

そういう中で私ども農協の農産物検査員は、いろんな課題を抱えながら検査をしているわけでありまして、ここしばらくは農産物検査員の資格取得とか、その後の研修といったものに対して国の技術が十分に移転して、お客様に評価いただけるまでは、民営検査といいながら、官民双方で検査を高めていくということが必要なんではないかなあと思っております。

これは前回も申し上げましたけれども、特に私どもまだまだの段階というふうに、自らも思っ努力いたしておりますけれども、国の方の研修、特にそういういったものへの、実施について特段のご協力をお願い申し上げたいというのが1点でございます。

それから更に、民営検査になっておりますけれども、いろんな要領、要綱というのは、国営検査の段階のものを民営検査員が必死になってやっております。そういう中で、現場での工夫というのもいろいろ必要な部分が出てきているのではないかとことで、現場の検査員からも声が上がってきておりますので、現在ある検査規格なり、告示なり、要綱なりこういったものについての見直し検討というものもお願い申し上げて農産物検査を認証として用いることが合理的という意見のこの裏付けをさらに高めていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○大泉座長 ありがとうございます。精神は100%だということは、皆さん共通しているようですが、その際に表示をどうするかというようなことで、単一原料米というような話が出ておりますし、ブレンド米に関しては何割と言った方がいいのか、使用割合を表示せずと言った方がいいのかといったことで意見がちょっと違っているようなところもあります。第三者の認証に関しては、これによって補完していく必要のことが大事なんではないかというお話もあったかと思いますが、その他ご意見いかがでございましょうか。山口委員どうぞ。

○山口委員 4ページのところでございますが、最初に単一銘柄米の表示。先ほど古橋委員が、3点セットの表示。3点セット検査米ですか。というお話ありましたが、私、単一原料米、これはブレンド米の表示との表裏、平仄を合わせるという意味で申し上げたのですが、当然単一原料米に加えてコシヒカリとか、そういうのが括弧書き

で入るはずですので、そういう意味で言えば、当然３点セット表示が同時に行われる中身になるのではないかと思います。単に３点セット検査米と言ったんでは、もともと検査が前提になっておりますので、どういうことになるのかなという感じがいたします。

それからブレンド米の表示ですが、これも何割というのが本当にいいのかどうか、何かごまかしのための表現みたいに受け取られるとちょっと困るなという感じがするんですが、何%ときちっと書くよりは、もうちょっと幅があるかなという感じで何割というふうに申し上げたんですが、その辺は当然神田委員が言われましたように、何か意図的にごまかすためにこういう表現をするということには使わないように留意しなければならないなという感じがいたします。

それと、長谷部委員が言われました使用割合、加工食品と同様に多い順にということですが、加工食品の場合にいろんな原料を使っているものを多い順にということではないかと思うんですね。ところがブレンド米の場合には、原料はみんな米であると、しかもブレンド割合が味に影響することが大であるということからすると、むしろPRするために、コシヒカリが５０%何とかというふうに表示したいということで、今のこの制度の仕組みがあるんじゃないかなと思います。しかも表示は確か任意表示でしたね。強制的に割合を全部示せということにはなっていない。この資料にもJAS法の抜粋が出ておりますが、これを見ますと任意表示でございますので、その辺はブレンド米に極めて情熱を持ってやってる小売店の方もおられます。私もそういうのはおおいに結構だと思いますが、そういう場合には、企業秘密を明かしたくないのであれば、明かす必要もないし、対面販売を行うのであれば、そのときに割合をちゃんと言うとかですね、そういうのは割合まで言わなくても、ブレンドしている品種、産地品種銘柄を言うとかですね、そういうことでPRもできるのではないかなという感じがいたします。

もう一つついでにと申しますか、先ほど出荷段階での検査の話も出ましたので、ちょっと付け加えさせていただきますと、混入限度を設ける、設けないに関わらず農産物検査法とJAS法の表示をリンクさせるということであれば、最も最初に表示をきちっとやっていく上で大事なものは検査段階での的確なる検査が確保されるということでもあります。

その検査の実態については、先ほど原委員からもご紹介いただきましたように、一

生懸命検査機関の検査員も努力されていると思います。また、今後も当然のことながら的確な検査のために体制作り、あるいは技術の向上をやっていくのは、法律に基づく検査機関ですので、社会的な責任も当然ございますので、きちんとやるのは当たり前であります。そうは言っても民営化されて日も浅いということもありまして、実態を聞くと、やはり色々な問題を抱えているということもございますので、やはり国の指導というのはきちんとやっていただく努力は当然必要ではないかと。行政改革等々行政サイドも厳しい局面にあるとは思いますが、やはり農産物検査法の的確な運用ということからすれば、行政機関の引き続き的確なご指導というのが必要なのではないかと思っておりますので、ご努力いただければと思います。

○大泉座長 ありがとうございます。はい、小笠原委員お願いします。

○小笠原委員 DNA分析だとか、新しい技術革新があったわけですから、そういう時代に100%と表示すること自体の根拠を示せというようなことにつながっていきますから、やはり100%表示はもう無理な時代なんだろうというふうに思います。

それで、直接本検討会には関係はないんですが、実は私ども消費者から一番言われるのは、一括表示の位置なんです。絵柄だとか大きな文字が書いてあるところではなくて、その反対側に表示されていて、ひっくり返さないと見れないということをよく言われます。

ですから、表示全体を見直す際は、一括表示欄を大きい文字、絵柄が入っているところにして、消費者がひっくり返さなくても見れるような配慮をしていただきたいと思います。

一応業界のガイドラインにはなっていると思いますが、きちんと徹底していただきたいということでございます。

○大泉座長 解りました。ありがとうございます。いかがでしょうか。古橋委員よろしいですか。

ほぼ皆様のご意見も出尽くしたようでございます。DNA分析については、可能な限り利用していくということも確認されたような気がいたします。

事務局の今回の取りまとめについては、最初に小笠原委員からありましたように、情報開示する場合に、100%表示でもコンタミもあるよと言ったときに、精度が高まったことによってこういった問題が起きてくるという、痛くもない腹を探られないようにと言ったらいいいんでしょうか、基本は厳格に混入はないという前提ですが、不

可避な、意図的でない混入があり得るというようなことで表示していかなきゃいけないという、その情報の提供の仕方に関しては十分に注意していくようにという意見をいただきましたが、事務局の取りまとめに関しては特段の異論はないものと考えております。

今回の取りまとめに関しましても、事務局の方でよろしくお願ひしたいと思います。
その修文等に関しては、私の方に一任していただいてよろしゅうございましょうか。

(意義なし)

神田委員どうぞ。

○神田委員 2 ページのところなんです、意味が解らなかったんです。2 の (2) の①のイがここに入ってくる理由が良くわからないのですが。

○島田消費流通課長 ここは、現在の1等、2等、3等を決めております米の検査規格についてです。米の検査にも関わらず麦が一定程度入ってもいいですとか、稲藁とかそういったものが入ってもいいという規格でございまして、米の出荷段階のものについても麦が含まれているように一定のコンタミネーションを認めているわけであり、異種穀粒の混入が起こり得るということを既に認めているということの例示としてあげているものです。

従って、これが3%だから、ササニシキとコシヒカリの混入割合がどうということではなく、例示の一つとしてあげたものでございます。

○神田委員 解りました。私達で議論して決めたものではないということですね。

○大泉座長 山根委員どうぞ。

○山根委員 今回消費者ももっと生産とか、米の流通のことを知るべきだなということを感じました。

生産者の方々からも、私達のところに、色々とお話があたりまして、規制緩和で色々ありますよという声とか、新聞にも今いろいろ米の安売りの実態はこうだといったような記事が載っていたりとかして、色々情報が行き交ったりしているので、今回はこういった形で終了してしまいますけれども、これからは意見交換会とか交流会とか色々な形をもってお米のことを話し合う場が絶対欲しいと思いますので、色々設定もいただきたいし、私達が企画した場合は、協力をお願いしたいと思います。

○大泉座長 今回の議論にはなっていませんが、粒の問題だとか、網下の問題だとか、安売りに関する問題がありますので、そうしたことが話題になるようなことになれば、

情報提供等機会を与えていただければということでございます。ありがとうございます。
よろしゅうございますか。

それでは、総合食料局からご発言があれば、どうぞ。

○佐藤総合食料局次長 局次長でございます。皆様方には、本当に大変ご熱心なご議論をいただきました。ありがとうございました。

お忙しい方ばかりに委員をお願いして恐縮だったんですが、座長の大泉先生の的確なご差配のもと充実した議論がなされ、いい取りまとめがいただけたと思っております。

この先でございますが、この検討会での取りまとめ、それから色々ご意見いただきましたことを私どもの方でしっかり受け止めまして、次の段階に進めたいと思っております。

次の段階といいますのは、もちろん農産物検査の制度を変えていく、表示の制度も変えていく、大きくこの2つでございまして、特に表示の方は、総合食料局だけで処理できない部分もあるものですから、そちらの方に移っていきますが、いずれにしてもこの検討会での成果を踏まえまして、結論は同時に実施するということでやっていきたいと思います。

また、最終的にどうなるか、その辺りまた別の機会に各委員に御報告申し上げたいと思っているところでございます。

どうぞこれからも、是非ご指導よろしくお願い申し上げます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

○江渡消費流通課調整官 以上をもちまして、閉会といたします。

なお、本検討会の資料は農林水産省ホームページに掲載し、公表されることとなります。

また、会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することといたしておりますので御了知願います。

－ 以上 －